

藤原京と『周礼』王城プラン

中村 太一

はじめに

一九九六年春、奈良県橿原市の土橋遺跡で、藤原京の西京極を示すと考えられる街路遺構が検出された。これまでも、想定京域外で条坊遺構などが見出されることから、通説的な岸俊男氏の見解²⁾を見直す必要性が指摘されてきたが、今回の発掘でそれが決定的になったといえる。

また、秋山日出雄³⁾、千田稔⁴⁾、阿部義平⁵⁾、押部佳周⁶⁾の各氏によって、いわゆる大藤原京の条坊復原案が示されてきた(図1)。しかし、この土橋遺跡は諸復原案のさらに外に位置することから、これまでもとは異なる条坊復原が必要になったといえよう。

そこで本稿では、土橋遺跡の調査成果を受けて従来の説とは異なる条坊復原案を提示し、特にプランの源流とその意義などについて私見を述べてみたい。

一 京域の推定

土橋遺跡では、第3トレンチで東西方向のX条大路(現場では「北四条大路」としている)と南北方向のY坊大路(現場では「西十坊大路」のT字型交差点等が検出されている(図2)。両大路とも、側溝心々距離で約一七メートルの幅を有する。

この遺跡で注目されているのは、Y坊大路が藤原京の西京極と考えられる点である。これは、X条大路がY坊大路以西には検出されないことによるもので、妥当な見解と思われる。

このY坊大路は、藤原宮南北中軸線から西五里の地点に位置し、岸説より三里、大藤原京諸説より一里、京域が西に広がることになる。そして、一般に都城は宮を挟んで東西対称になるので、左京も藤原宮の東五里まで範囲が広がることになる。

したがって、藤原京は東西十里の幅を有すると考えられる。もう一つ注目されるのは、土橋遺跡のY坊大路がX条大路からさらに北に延びている点である。したがって、京域は土橋遺跡から少なくとも一条分は北に広がっていることになる。筆者は、土橋遺跡のX条大路から北一里に当たる東西ラインを想定し、これを北京極と考える。なぜなら、このラインが藤原宮東西中軸線から北五里のものになるからである。すなわち北京極も、東西京極と同様に、藤原宮中心点から五里の位置に設定されたと考えるのである。

なお、この北京極ラインは、秋山・阿部・押部各氏の復原案と一致する。なかでも秋山氏は、このライン以北では古墳が残

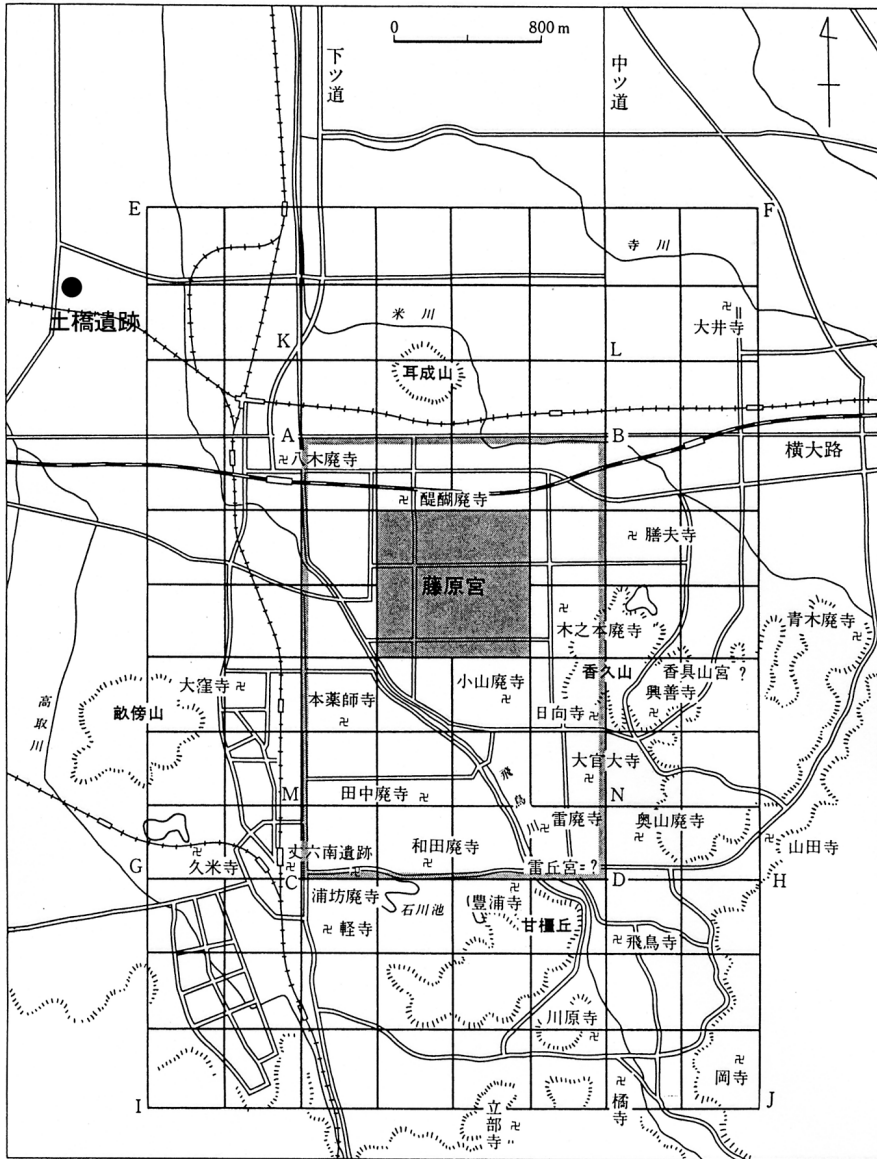


図1 大藤原京比較図

(註(10)文献所収の図2に加筆)

ABCD = 岸俊男説、EFGH = 秋山日出雄説、EFIJ = 阿部義平・押部佳周説、KLMN = 千田稔説

ただし阿部説は、九条以北の条坊施行部分と、以南の条坊のない部分に分かれる。



図4 見瀬丸山古墳と南京極の関係
(檀原考古学考古学研究所『大和国条里復原図』
No.87の一部に加筆)

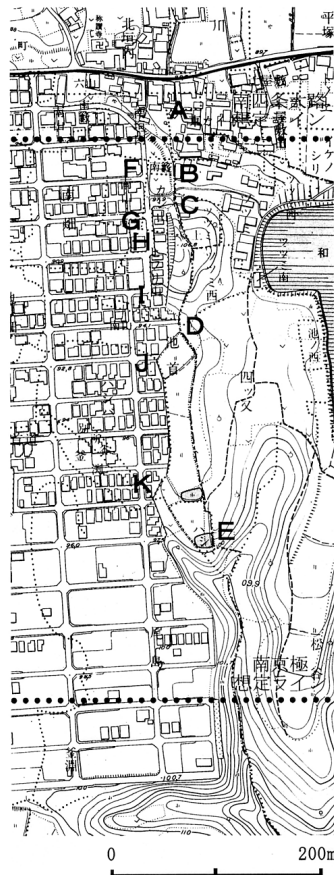


図3 朱雀大路の痕跡
(檀原考古学考古学研究所『大和国
条里復原図』No.88の一部に加筆)

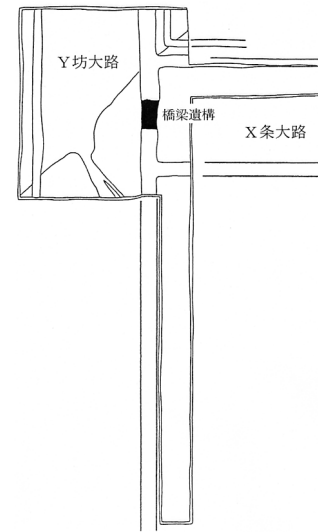


図2
土橋遺跡第3トレンチ遺構配置図
(註(1)文献添付図の一部を加筆・修正)

存しているのに対して、以南では認められないばかりか、奈良時代頃に崩された古墳が存在していることを指摘している。

以上のような東・西・北京極ラインは、発掘を担当した檀原市教育委員会が全く同様な見解を発表している。異なるのは南京極ラインの考え方であり、檀原市教委が藤原宮東西中軸線から南四里に位置するとしているのに対して、筆者は南京極もまた中軸線から五里のラインに設定されたと考える。

そこでここでは、私案の南京極ラインが成り立ちうるか、現段階における知見を述べてみたい。

第一に、朱雀大路が岸説よりも南へ延びる可能性がある。図3のA、Bは小字界、B、C、D、Eは檀原市と明日香村の境界線で、これらはほぼ朱雀大路の延長に当たる。これらの境界

線は、阿部氏が左右京の境界痕跡であると指摘している。そして、古代道路が現境界線として痕跡を残すケースがあることから、丘陵部を除くA、B、C、D、Eが朱雀大路ないしその延長の痕跡である可能性が考えられる。また、これらと並行するF、G、H、I、J、Kなどの小字・地割界が認められる。両者の幅は二〇〜三〇メートルあり、側溝を含む朱雀大路の幅として適当なものといえる。E地点で丘陵にぶつかり終わってしまった点は問題だが、多摩市打越山遺跡の道路状遺構のように丘陵を直登した古代道路の事例もある。

第二に、見瀬丸山古墳との関係である。丸山古墳は、前方部の崩壊が著しい。そして、特に北端部の崩壊の仕方が想定南京極ラインと関連性を有するように思われる(図4)。都城の建設によって破壊された古墳が存在することは周知の通りである。

第三に、想定南京極ラインと朱雀大路延長ラインの交点付近に「五条野」という地名が存在することである。本稿の復原案が成り立ち、数詞による条坊呼称が存在したならば、藤原京では南北に分けて「北(南) 条大路」と呼称した可能性が高い。なぜなら、数詞による条坊呼称は、居住地による天皇との遠近関係を表したものである。そして、想定南京極は「南五条大路」になり、その付近に「五条野」が存在するのである。

以上の点から筆者は、南京極も藤原宮中心点から南五里のラインに位置していたと考える。したがって藤原京域は、藤原宮を中心に置いた、東西・南北とも一〇里の長さを持つ正方形のプランであったという想定になる。

二 一条坊の復原

「坊令十二人」について

次に、前節で推定した京域を基に、どのような条坊が施行されていたかを考えてみたい。

平城京以降の日本の都城は、街路の敷地を含むか否かという点で長岡京を画期とする相違があるが、一坊の面積「一里四方(一六町)」というのが基本になっている。これに対して岸氏は、藤原京の場合は一坊の面積が二分の一里四方(四町)であったと解釈している。これは、職員令に見える「坊令十二人」の配置を勘案し、想定京域内で二条×八坊の条坊プランを復原したためと考えられる。

(史料1)『養老職員令』左京職奈

左京職 右京職准此 管一司

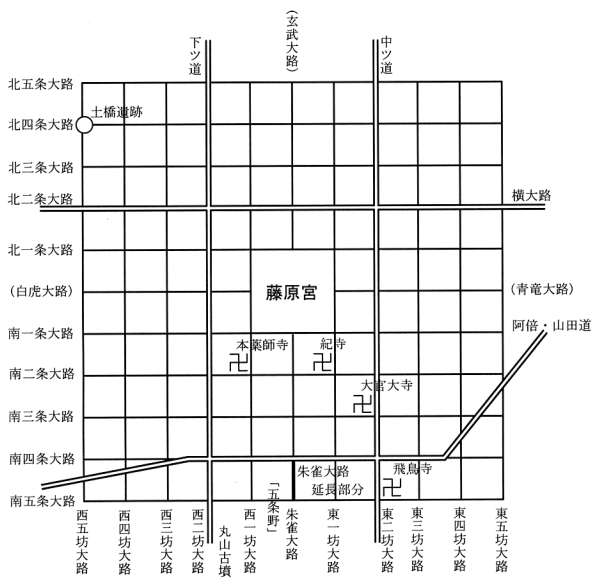


図5 藤原京条坊プラン推定図

大夫一人。(中略)亮一人。大進一人。少進一人。大属一人。少属二人。坊令十二人。使部俩人。直丁二人。
 (史料2)『養老后令』置坊長条
 凡京每坊置長一人。四坊置令一人。(後略)

すなわち、
 $12 \times 8 = 96$ (総坊数)
 $96 \div 2 = 48$ (左右京別坊数)

となり、史料1・2の記事と一致する。

また、一坊の面積＝一里四方と考えて条坊道路を復原してみると、本薬師寺・紀寺・大官大寺等のいずれもが、条大路に南門を接して設定されていることも注目される。この点は、一里間隔の大路を推定復原した場合でも、各大寺院の寺域設定との間で矛盾が生じないことを意味している。

これらの点から筆者は、一〇条×一〇坊という藤原京条坊プランの復原を提案したい。

三 藤原京条坊プランの源流

以上のように藤原京条坊プランを推定してみると、即座に連想されるのは、『周礼』に見える王城プランとの類似性である。

(史料3)『周礼』考工記匠人营国条(抜粋)

匠人营国 方九里 旁三门 国中九经九纬 经 九軌
 左祖右社 面朝后市 市朝一夫

周王城プランとの相似は、千田氏が指摘する「中央宮闕」にとどまらない。市が宮の北に位置すると考えられる点や、東西・南北それぞれ九本ずつ城内道路を設定するという点も一致するのである。門の数などは今後検討する必要があるが、この短い文章との間で驚くほどの一致点を見出せるのではなからうか。

問題は「方九里」との不一致である。これについては、その他の要素との関係で採用されなかったと考えたい。

第一に、「方九里」で「九经九纬」を設定した場合、条(坊)間距離は〇・九里になってしまふ。このような設計・施工は無

$48 \div 4 = 12$ (左右京別坊令人数)
 という計算である。

しかし、その後の発掘成果等から井上和人が条坊道路の規模について整理し、岸説の一般大路には広狭の二者があり、奇数条坊大路は偶数条坊大路より狭かった可能性を指摘した。そして阿部氏は、井上説を承けて条坊道路の幅員を再整理し、岸説の偶数条坊道路が大路、奇数条坊道路が条間・坊間小路に当たるとした。押部氏も、阿部氏とほぼ同様な見解を示している。これらの説によると、一坊の面積が一里四方となり、平城京と同じ規模になる。

筆者も、一坊の面積を阿部・押部説と同様に考えたい。なぜなら、条坊道路の幅員の問題とともに、先の「坊令十二人」の記事が復原私案と一致するからである。

実は岸氏の計算には矛盾がある。それは、坊数の中に藤原宮域(岸説では十六坊分)が含まれていることである。この宮域分を除いた坊数は八〇坊であり、先と同様な計算で求められる坊令人数は一〇人になってしまうのである。

そこで京域復原私案を基に、一坊の面積＝一里四方と考えて条坊を推定すると、一〇条×一〇坊に復原することができる(図5)。これについて、坊令人数を計算してみると、

$10 \times 10 = 100$ (総坊数)
 $100 - 4 = 96$ (宮域を除いた坊数)
 $96 \div 2 = 48$ (左右京別坊数)
 $48 \div 4 = 12$ (左右京別坊令人数)

理ではないとしても、採用しにくいものであったろう。また、藤原京計画時に既に存在していたと考えられる中ノ道・下ノ道・横大路などとの間に齟齬をきたしてしまふ。

第二に、「方九里」で一坊の面積＝一里四方を設定した場合、城内道路は東西・南北八本ずつになってしまう。これは、『周礼』の「九经九纬」と矛盾するうえ、東西・南北の中軸線に相当する道路が条(坊)間路になってしまう。これでは、儀式等において重要な朱雀大路の設定で問題が生じよう。

これらの点から、大路の数や相互距離の設定に整合性が得られ、また『周礼』の記事とも近似する「方十里」が、藤原京条坊計画に採用されたと考えたい。要するに、若干の相違は存在するものの、基本的に『周礼』所載の王城プランに基づいて藤原京条坊が計画されたと考えるのである。

それでは、藤原京において、何故『周礼』王城プランに基づいた計画が採用されたのであろうか。ここで想起されるのは、日本都城の特質に関する浅野充氏の指摘である。浅野氏は、日本では、支配層が中華思想のあり方に規定されて、新羅の都を越えた中国と同次元の朝貢の都を造る必要があった。そして、独自の都を造るのではなく、中国の都を模倣することでしか都城を形成し得なかった、ことなどを指摘した。

この模倣について、従来は実際に存在する中国の幾つかの都城を対象に議論がなされてきた。しかし、浅野氏の指摘を踏まえると、『周礼』王城プランが採用された必然性が理解できる。すなわち、儒教イデオロギーにおいて周は理想化された王朝で

あり、その王城プランを採用することは、まさに初の中華の都城を実現することに他ならないと認識されたのである。

また、次節で述べるように藤原京の計画は大宝律令の策定・編纂と並んで進行したと考えられるが、この時期に長らく遣唐使が派遣されていないことも注目される。大宝二(七〇二)年派遣の遣唐使の前は、天智八(六六九)年次のものであり、前後三〇余年の空白期間が存在するのである。白雉五(六五四)年の遣唐使に参加した伊吉連博徳が大宝律令編纂に関わっているように、唐の都城を実見した人材が払底していたわけではないが、七世紀中頃の遣唐使の問題意識が都城細部の構造、特に実態的な構造にまで及んでいたか、はなはだ疑問といえよう。

以上の点から筆者は、『周礼』に見えるいわば「理想」のプランを採用し、ほとんどその理論の通りに藤原京を造り上げようとしたものと考ええる。そして、現実の中国の城郭都市にはほとんど見られないプランを採用し得たのは、最初から模倣を指向した日本古代国家の特性ゆえのこととすることができよう。

この点に藤原京条坊プランの特質と限界性を見ることができ。『周礼』王城プランは、条文そのものに認められるように極めてシンプルなものであり、当初は実現可能と判断したのである。おそらくは、そのあたりの見通しの甘さが平城京遷都の要因の一つになったと考えられる。

四 藤原京条坊プランの形成

現在の藤原京研究は、平面プランの復原にとどまらず、その

それでは、本稿で復原・推定した条坊プランはどの段階に対応するだろうか。筆者は、基本的に大宝令制下の藤原京段階のものと考ええる。なぜなら、前述のように「坊令十二人」の制度が岸説と矛盾し、私案と一致するからである。

しかし、単純に私案が藤原京の完成形・最終形とは言い切れない問題がある。それは、丘陵・山地や条坊未施行部分を含むにも関わらず、「坊令十二人」という制度が計算上びたりと合うことである。この点は、大宝令施行段階に、条坊プランに関する程度具体的な設計・計画があったものの、実際の建設・施工は行われていないか、建設の途上にあったことを示している。おそらくは、大宝令の編纂過程と連動して京城・条坊の計画が策定され、大宝令の施行後もその建設が進行したのだろう。そして、ともかくも京城の設定までこぎつけたのが、慶雲元(七〇四)年一月であったと考えられる。

ただ、条坊については完成することなく、平城京遷都に至ったと思われる。これは、岸説十条大路(私案の南三条大路)以南で条坊地割が検出されないケースがあるからである。この点について阿部氏は、この地域が旧倭京部分に当たるとして、この点の解釈を示している。この見解と、新益京段階において従来の皇子宮等の存続を認めるという形で「宅地賜与」が行われたという仁藤氏の指摘を考え合わせるならば、旧倭京部分には各宮・宅・寺院が占地し続けたことよって、条坊区画の設定が貫徹しきれなかったことが想定できよう。

ただし、この地域においても全く条坊区画が設定されなかつ

形成過程に踏み込んだ議論がなされるようになっていく。その一つの到達点が仁藤敦史氏の研究である¹⁰⁾。そこでここでは、仁藤氏の研究を参考にしながら、本稿で復原・推定した条坊プランが、藤原京の形成過程の中どのように位置づけられるかを考察してみたい。

仁藤氏は、都城制の要素たる京職・条坊・東西市・寺院・皇子宮などを分析し、国家形成の諸段階と関連づけながら、倭京新城・新益京・藤原京という日本都城の形成過程を抽出した。そして、倭京は、宮・宅・寺・市などの集合体であり、条坊が施行されていない漠然とした範囲の地域で、各種要件が未成熟なブレ都城制の段階と考えられる。また新城は、条坊施行を伴う京城の拡大が行われたが、浄御原宮が旧来の倭京に存在し、それだけでは自己完結しない不十分な都城であった。

これらに対して新益京は、皇后宮・皇子宮を含む藤原宮を中核とし、宅地賜与・京職設置などを伴った、浄御原令施行に対応した都城と評価される。しかし、大宝令制下の藤原京とは異なる面も有している。特に平面プランに関して仁藤氏は、不整形の「拡大藤原京城」で構想されたいと指摘している。

大宝令の施行に対応する藤原京について仁藤氏は、左右京分画・東西市設置を伴い、京城の再編が行われて、岸説条坊プランに凝集化されたと推定している。そして、この京城の最終設定を示すのが史料4であるとした。

(史料4)『続日本紀』慶雲元年十一月壬寅条

始定藤原宮地。宅入宮中百姓一千五百五烟賜布有差。

たわけではあるまい。事実、私案の南四条大路に当たると道路の北側側溝が発見されている¹¹⁾。そして、おそらくは朱雀大路や南京極の一部も設定されたと考えられよう。

以上の点から筆者は、本稿で復原・推定した条坊プランは、大宝令制下における藤原京の構想に対応するものであるが、その建設・施行は完成することなく終わったと考える。

むすびにかえて

平城京への遷都

最後に、本稿での復原案を踏まえて、平城京遷都の要因について考えてみたい。

第一に、先に見たように、条坊道路・区画の設定が貫徹しきれなかったことが上げられよう。これは、旧倭京部分を解消できないまま平城京遷都に至った点に端的に示されている。また、丘陵・山地を含んだ構想に、そもそもの無理があったともいえる。この問題は、条坊だけにとどまらず、宮・宅解体や集住・官人化の不徹底という問題にも連動する。すなわち、制度と実態の乖離を克服しきれなかっただけでなく、天皇権力への一元化や官僚制の確立を具現化・表象化できないという、都城としての致命的な欠陥を藤原京は抱えていたのである。

第二に、大宝二年派遣の遣唐使が、自らも都城を建設しつつあるという経験を積んだ上で、唐長安城を実見したことが上げられよう¹²⁾。「理想」のプランを捨て去ることは一見不可解なようであるが、そもそもの理念は模倣にある。つまり、中華の都を

模倣することが重要なのであるから、プラン自体は容易に転換できる性質のものなのである。むしろ、唐の現実の都城を見たことで、新プランに基づく都城の建設が急務とされるようになったのではなからうか。このことは、平城京遷都の詔¹⁰、続日本紀¹¹和銅元年二月戊寅条¹²が、隋大興城造宮の詔¹³、隋書¹⁴高祖本紀開皇二年六月丙申条¹⁵をほぼ借りて作文されていることによく示されているように。

第三に、都市環境の悪化と宮域への影響が考えられる。史料5は、その一端を示すものである。

(史料5) 『続日本紀』慶雲三年三月丁巳条(抜粋)

又如聞、京城内外、多有穢臭、良由所司、不存檢察。自今以後、兩省五府、並遣官人及衛士、嚴加捉搦、隨事科決。若不合与罪者、録状上聞。

特に宮を中央に配するプランは、用排水の面で決定的な欠陥を有していると考えられる。つまり、中央の標高が最も高い地形を除いて、どのような地形・傾斜であれ、一部の京域の排水が宮域ないしその近辺を流下することになるのである。

藤原宮の場合、南面する京域南部からの排水、時には糞尿や屍体流れ込むわけであり、これは、実際のな面はもとより、天皇制イデオロギーの面でもいかに都合が悪からう。

以上思いつくままに平城京遷都の原因を並べてみたが、おそらくは、これらの点が相まって、平城京への遷都と条坊制プランの転換が図られたのであろうと推測する。

最後まで推測に推測を重ねた観があるが、以上が、土橋遺跡

の発掘に啓発された筆者の、藤原京に関する現段階の試論である。今後は、私案が成り立ち得るか常に立ち帰りながら、歴史的・地理的妥当性を検証しつつ、検討を積み重ねていきたい。

注

(1) 檀原市教育委員会(調査担当・竹田正則氏)「土橋遺跡他の発掘調査・記者発表資料」一九九六年。以下、土橋遺跡のデータ、および藤原京条坊に関する檀原市教育委員会の見解は、すべて同資料による。

(2) 岸俊男「京域の想定と藤原京条坊制」(奈良県教育委員会「藤原宮 国道一六五号線ハイパスに伴う宮域調査」一九九九年)。同「飛鳥から平城へ」『古代の日本』五(近畿)、角川書店、一九七〇年。同「日本都城制総論」『都城の生態』(日本の古代5)中央公論社、一九八七年、など。

(3) 秋山日出雄「藤原京の京域考 内城と外京の想定」『考古学論叢』四、一九八一年。同「藤原京と飛鳥京の京域考」『地理』二五九、一九八〇年、など。

(4) 千田稔「古代日本の歴史地理学的研究」岩波書店、一九九一年、など。

(5) 阿部義平「新益京について」『千葉史学』九、一九八六年、など。

(6) 押部佳周「飛鳥京・新益京」(直木孝次郎先生古希記念会編『古代史論集』上、一九八八年)。

(7) 木下良「近年における古代道研究の成果と課題」『人文地理学』四〇四、一九八八年、など。

(8) 井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集』(奈良国立文化財研究所学報第四一冊)、一九八四年。

(9) 浅野充「古代日本・朝鮮における国家形成と都市」『朝鮮史研究会論文集』三〇、一九九二年、など。

(10) 仁藤敦史「倭京から藤原京へ 律令国家と都城制」『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年。

(11) 菅谷文則・竹田正則「日本の古代遺跡7・奈良飛鳥」保育社、一九九四年。

(12) 八木充「古代日本の都」講談社、一九七四年。金子裕之「木簡は語る」(歴史発掘12)講談社、一九九六年。

(13) 北村優季「都城 唐と日本」池田温編『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館、所収)一九九二年。

(付記)

本稿脱稿後一九九六年七月、櫻井市の上之庄遺跡で、藤原京東京極を示すと考えられる「大路遺構」が発見された。その位置は、今回推定した東京極ラインにほぼ合致する。

(なかむら・たいち)

日本学術振興会特別研究員・国学院大学兼任講師)